

ID: 47

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習課

処分の概要	使用料の後納の承認		
例規名 根拠条項	村田町公民館管理規則 第5条		
例規番号	平成3年教育委員会規則第9号		
【基準】 第5条の規定による。 (使用料の納入) 第5条 使用料は、使用しようとする日前2日までに納入しなければならない。ただし、教育委員会は、特別の事情があると認める場合は、使用料後納申請書(様式第2号)による申請に基づき、使用しようとする日から7日以内の期限を指定して使用料の後納を認めることができる。			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和3年4月2日	最終変更年月日	年 月 日